

令和6年度第2回 新居浜市青少年センター運営協議会会議録

1 日 時 令和7年2月20日（木）午後3時00分～午後3時28分

2 場 所 市民文化センター 別館4階 第5中会議室

3 出席者 委 員 13人 ・ 事務局 2人

4 欠席者 委 員 7人

5 傍聴者 なし

6 議 題 （1）報告第1号 青少年善行表彰について
（2）議案第4号 青少年善行表彰について
（3）議案第5号 少年補導委員の推薦について
（4）その他

7 会 議

＜午後3時00分開会＞

○事務局（所長） それでは、ただいまから令和6年度第2回新居浜市青少年センター運営協議会を開会いたします。

会議は、会議資料1ページにございます会次第にそって進めさせていただきます。

まず、出席委員数を御報告申し上げます。本日の協議会に御出席いただいております委員さんは、13名でございます。新居浜市青少年センター運営協議会規則第6条第2項に規定されております定足数は、半数以上でございます。よって、会議は成立していることを御報告申し上げます。

それでは、鴻上会長に開会の御挨拶をお願いいたします。

＜会長あいさつ＞

○会長（鴻上） 改めましてこんにちは。長期の寒波がきて大変寒い中、またお忙しい中ご出席いただきまして、ありがとうございます。メディアの報道によるとSNSの普及で、青少年による緊縛強盗で逮捕される、あるいは特殊詐欺事件で青少年が逮捕される、あるいは他国へ連れていかれて事件に関わるようなことが起こっています。新居浜では、同様の事案が発生しないように、皆さんと連携していきたいと思います。簡単ですが、御挨拶に代えさせていただきます。本日はよろしくをお願いいたします。

○事務局（所長） ありがとうございました。

次に、高橋教育長に御挨拶をお願いいたします。

＜教育長挨拶＞ 教育長（高橋良光）挨拶

○事務局（所長） ありがとうございました。

これからの議事進行につきましては、会長に議長役を務めていただきたいと存じます。鴻上会長よろしくをお願いいたします。

＜議 事＞

○会 長 議事に入ります前に、お諮りいたします。

本日の協議会を部分公開に致したいという件でございます。これより審議していただきます報告第1号、議案第4号及び議案第5号につきましては、いずれも審議資料に個人情報が

記載されておりますので、従前の取り扱いと同様に新居浜市審議会等の公開に関する要綱第3条及び第4条の規定によりまして、個人情報を除いて、部分公開と致したいと思います。これに御異議ございませんか。

○委員 [異議なし]

○会長 ありがとうございます。それでは、その部分の審議については、非公開といたします。

<報告第1号、青少年善行表彰について>

○会長 それでは、報告第1号 青少年善行表彰について、事務局の説明を求めます。

○事務局（所長） 報告第1号 青少年善行表彰について、御説明申し上げます。

2ページから4ページをご覧ください。

[個人情報保護のため省略]

工業高校の生徒指導担当教員からは、昨年3月中にお話を伺っていたのですが、学校長からの推薦書が当センターに届けられたのが6月に入ってからです。担当教員からの依頼により、就職活動等への影響も考慮し、早期に表彰を行うことが適当と認められたため、資料5ページの要綱第4条の規定により、教育長決裁により、令和6年6月24日に表彰を行ったもので、本日、青少年センター運営協議会に報告するものでございます。

御審議 よろしく願いいたします。

○会長 ただいま事務局から報告第1号青少年善行表彰についての説明がありましたが、質疑又は何か御意見がございませんか。

○会長 特にないようですので、質疑を終了いたします。

○会長 それでは、報告第1号を承認することに御異議ございませんか。

○委員 はい。

○会長 それでは報告第1号は、承認されました。

<議案第4号、青少年善行表彰について>

○会長 それでは、議案第4号青少年善行表彰について議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局（所長） 議案第4号青少年善行表彰について御説明申し上げます。

本案に関しましては、6ページから9ページに掲載いたしておりますので、お目通し願います。まず6ページをご覧ください。

今回の表彰候補者は個人が3名でございまして、新居浜工業高等専門学校の校長先生から推薦があったものでございます。

[個人情報保護のため省略]

この表彰は、推薦制となっておりまして、資料5ページの「新居浜市青少年善行表彰要綱」に基づきまして、青少年の資質向上のため、特に、生活及び行動において、善行著しい個人・団体に表彰を行うというもので、毎年11月から1月の間に小・中・高校・高専の各

学校長及び民生児童委員協議会の会長に推薦を依頼しております。今回の被推薦者は、それぞれボランティア活動などに顕著な功績をあげており、要綱第2条の第5号に該当するものと考えます。なお、表彰につきましては、今月末頃を予定しております。

本協議会で御承認をいただきましたら、表彰手続を執り、学校長に表彰状と記念品をお届けし、卒業式、終業式などの場で伝達していただくように考えております。

以上でございます。御審議よろしく願いいたします。

○会 長 ただいま事務局から議案第4号青少年善行表彰についての説明がありましたが、質疑又は何か御意見がございましたら挙手をもってお願いいたします。

○会 長 特に無いようですので、これにて質疑を終了いたします。

議案第4号を承認することに御異議ございませんか。

○委 員 はい。

○会 長 それでは議案第4号は、承認されました。

<議案第5号、少年補導委員の推薦について>

○会 長 次に、議案第5号少年補導委員の推薦についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

○事務局（所長） 議案第5号少年補導委員の推薦につきまして、御説明申し上げます。

議案第5号に関しましては、資料10ページから15ページに、掲載いたしておりますので、お目通しください。

[個人情報保護のため省略]

令和7年2月現在、少年補導委員の実数は、174人で、総枠200人に達していない状況でございますので、この3名を新たに少年補導委員として委嘱したいと考えております。

支部長及び公民館長の推薦書は、資料の11ページから13ページのとおりで、被推薦者の3名は、いずれもPTA活動や地域活動に積極的に取り組まれており、人格的にも少年補導委員として適任とのことです。

新居浜市青少年センター設置及び管理条例は、14ページ、15ページに掲載しております。

御審議よろしく願いいたします。

○会 長 ただいま事務局から議案第5号少年補導委員の推薦についての説明がありましたが、質疑、又は何か御意見がございましたらお願いいたします。

○教育長 同一家族でも問題はないですね。

○事務局（所長） はい、それは規定上問題ございません。

○会 長 特にないようですので、これにて質疑を終了いたします。それでは、議案第5号を承認することに御異議ございませんか。

○委 員 はい。

○会 長 それでは議案第5号は、承認されました。

以上で、本日予定しておりました議題は終了いたしました。

その他ということで、何か御意見や御質問などはございませんか。

では、関係機関からの情報提供をお願いしたと思います。新居浜警察署生活安全課長の山下委員さん、令和6年の少年非行概況について御説明をお願いします。

○委員（山下） 非行概況説明

○会長 ありがとうございました。事務局から資料の説明などございましたらお願いします。

○事務局（所長） 資料の最後のページNo.6をご覧ください。

二つの表を掲載しております。1の街頭補導実施状況は、昨年4月から今年の1月までの10か月の間に実施した街頭補導に参加した補導委員のべ人数が2,022人、出動回数が455回であることを示しております。出動回数は、毎月行っている定期街頭補導、支部長による車で市内全域の広域補導、各校区の夏祭りや神社の夏越祭・年末特別補導など全て含めたものです。

それぞれ前年と対比しておりますが、ほぼ昨年と同様の実施状況となっております。

下段2の表は、街頭補導の際に、子ども達に指導や声かけをした人数です。表の最下段、右端の欄をご覧ください。

昨年同時期の実績124人に比べ、今回57人と大きく人数が減っております。原因はコロナ禍や、SNSの利用普及など考えられますが、少年補導委員が街頭補導を実施しても、子ども達に会う機会が非常に減っていることを如実に示しています。

そこで、少年補導委員協議会では、子どもに会えないなら子ども達のいる所に出向く「学校訪問」を新たな取組として始めました。

昨年11月の船木中学校を皮切りに、12月角野中学校、1月中萩中学校、本日南中学校を訪問し、2月26日には泉川中学校を訪問する予定です。

早朝、生徒達の登校時から挨拶運動に参加し、その後校内を巡回して子供たちの教室の様子を伺い、最後に校長先生や生徒指導主事の先生と懇談（情報交換）を行っております。3月は卒業式を控え、慌ただしい時期なので控えますが、来年度も引き続き中学校を中心に「学校訪問」を続けていく予定です。

活動の詳細については、次回新年度の青少年センター運営協議会で報告したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○会長 その他、事務連絡などございましたらお願いします。

○事務局（所長） 1点連絡がございます。

新居浜市青少年センター運営協議会規則第3条第1項に「委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。」と規定されております。同規則第2条には、委員の組織・構成を規定しております。委員の皆様の人事異動や所属団体の役職就任時期が異なっておりますので、在任期間は皆様それぞれ異なっておりますが、現在の委員の皆様の任期は、本年4月30日で満了となります。

年度替わりの4月以降、改めまして委員の就任承諾や推薦依頼をお願いいたしますので、よろしくお願いいたします。

連絡事項は、以上です。

<閉会>

○会長 これにて令和6年度第2回青少年センター運営協議会を閉会いたします。御審

議お疲れさまでした。ありがとうございました。

○事務局（所長） ありがとうございました。